

ver. 1.1
2026/05/01



白馬村宿泊税 特別徴収の手引き

白馬村役場 税務課
長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地
TEL 0261-85-0712 (直通)

目次

第1章 宿泊税について	1
1 宿泊税の目的と用途	1
2 宿泊税の徴収方法	2
第2章 宿泊税の仕組み	3
1 課税客体・納税義務者	3
2 免税点・課税免除	3
3 宿泊料金	8
4 税率	11
第3章 特別徴収義務者としての登録など	12
1 特別徴収義務者としての登録	12
2 特定宿泊施設の申出等	21
3 特別徴収義務者の登録事項の変更等	23
4 納税管理人	30
第4章 宿泊税の申告納入など	32
1 宿泊税の申告納入	32
2 申告納入期限の特例	40
3 複数施設の合算申告納入	46
4 納入義務の免除・還付	49
5 更正の請求	49
第5章 帳簿等の記載・保存など	50
1 帳簿等の記載・保存	50
2 領収書等への表示	50
第6章 その他	52
1 特別徴収義務者報償金	52
2 特別徴収事務補助金	52
3 調査等	53
4 加算金	53

5 延滞金.....	54
6 罰則規定.....	55
7 不服申立て.....	55
公正な徴収、制度の適正運用及び信頼性の確保に向けて.....	56
1 営業施設の調査.....	56
2 通報窓口の設置.....	56
3 指導の強化.....	56
手続きの受付窓口・お問い合わせ先.....	57
1 宿泊税の申告納入や各種手続きに関する事.....	57
2 宿泊税を活用した施策に関する事.....	57

○ 改訂履歴

ver.	発行日	改訂内容
ver. 1.0	2025/12/01	○ 初版
ver. 1.1	2026/05/01	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課税免除の対象に地方公共団体から認定を受けた「認定地域クラブ活動」を新たに追加 ・第2章 宿泊税の仕組み／2 免税点・課税免除／ （2）課税免除（学校の教育活動又は研究活動等としての宿泊等）・・・4ページ ・認定地域クラブ活動であることの証明書・・・6ページ ○ 特別徴収義務者報償金及び特別徴収事務補助金の決定内容を反映 ・第6章 その他／1 特別徴収義務者報償金、2 特別徴収事務補助金・・・52ページ

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途

宿泊税は、美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために白馬村が導入した法定外目的税です。

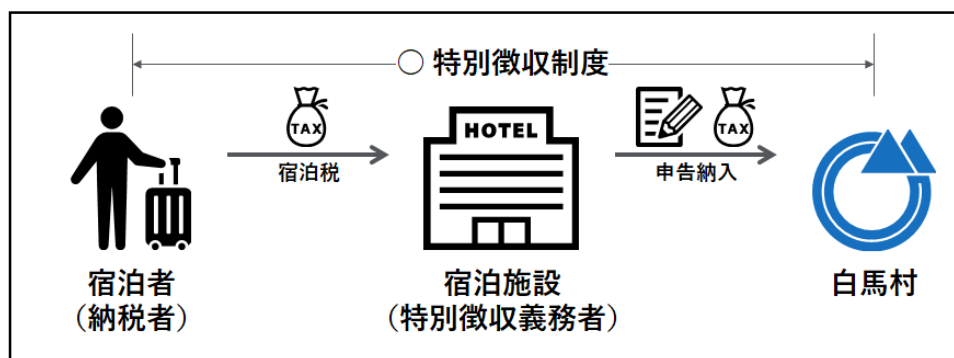
宿泊税を財源とする用途の基本方針と想定する事業例は下図のとおりです。具体的な事業は、観光地経営の基本理念と観光地経営ビジョン、用途の基本方針に基づき、白馬村観光地経営会議で審議します。

宿泊税用途の基本方針と想定する事業例	
1. 観光客の利便性・満足度向上に資する事業	<ul style="list-style-type: none">観光インフラ（二次交通、観光DX、観光コンテンツ等）の整備魅力あるまちづくり（観光人材育成、景観向上・修景整備、滞在空間、ユニバーサルデザイン等）
2. 観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業	<ul style="list-style-type: none">環境保全（観光に起因するゴミ・CO2対策、自然環境整備等）
3. 徴収・運用の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">宿泊税の徴収・運用に係る経費
4. 中長期的な戦略／計画の設定	<ul style="list-style-type: none">各種統計調査、観光地経営ビジョンの作成
5. 観光リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none">災害・疫病などの観光客向け対策（防災情報の多言語化、避難所整備、感染症対策）観光客のマナー向上や滞在中の安全に関する事業（救急・消防・医療体制の確保）

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、白馬村内に所在する旅館・ホテル若しくは簡易宿所又は住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者ですが、白馬村が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊者から徴収し、宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）が白馬村に申告納入していただくことになります。このような制度を特別徴収制度といいます。



(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。

ただし、委託契約等により実際にその宿泊施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）が別にいる場合は、その方が特別徴収義務者となることがあります。

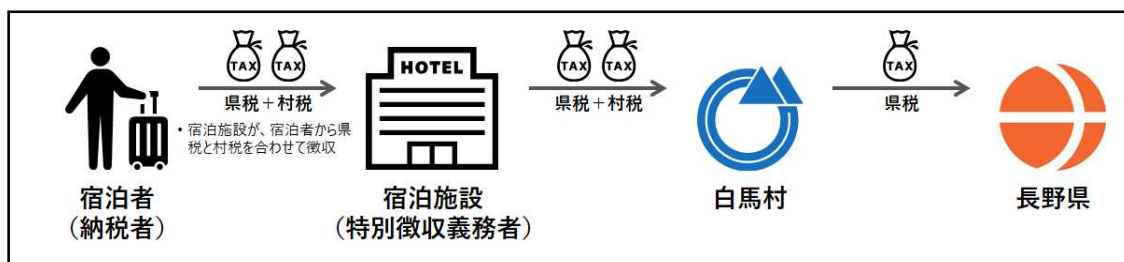
宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録、宿泊税の徴収、村への申告納入、帳簿等の備付け・保存及びこれらに関連する手続きを行う必要があります。第3章から第5章において、必要な手続きの詳細について記載しています。

- 特別徴収義務者としての登録 … 第3章 特別徴収義務者の登録など 12ページから
- 宿泊税の申告納入 … 第4章 宿泊税の申告納入など 32ページから
- 帳簿等の記載・保存など … 第5章 帳簿等の記載・保存など 50ページから

(3) 長野県宿泊税の徴収方法の特例

長野県は、長野県宿泊税条例に基づき宿泊税（県宿泊税）を課税しますが、白馬村が、県分及び村分の宿泊税をまとめて徴収しますので、白馬村内に所在する宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）は、白馬村に対して申告納入手続きを行っていただきます（県への申告納入は不要です。）。

そのため、特別徴収義務者としての登録の手続きや申告納入手続きについては、村が定める方法によることになります。



第2章 宿泊税の仕組み

1 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（宿泊税の課税客体）は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊であり、その宿泊者（宿泊税の納税義務者）に課税されます。

（1）宿泊の定義

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱うものを宿泊とします。なお、本来必要な許可を受けていない又は届出をしていない施設であっても、旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出が必要とされる宿泊の定義^{*}に該当する宿泊を行わせる施設の場合は課税対象となります。

※ 許可又は届出が必要とされる宿泊とは、以下の4項目のすべてを満たすものです

- ・宿泊料金を徴収している（名称は問わない）
- ・社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・生活の本拠ではない（使用期間が1週間以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

（2）宿泊者の定義

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該施設に宿泊した者をいいます。なお、宿泊した者が実際に宿泊料金を支払ったかどうかは問いません。

2 免税点・課税免除

（1）免税点

宿泊料金^{*}が1人1泊につき6,000円未満の宿泊に対しては、宿泊税は課されません。

※ 宿泊料金については、後記3（8ページ）をご参照ください

（2）課税免除（学校の教育活動又は研究活動等としての宿泊等）

学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合や、保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合などは、宿泊税の課税が免除となります。課税免除の対象は下表のとおりです。

対象の宿泊	対象施設	対象の活動	対象者
学校の教育活動 又は研究活動とし ての宿泊 (条例第4条第 1号)	・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・大学	・学校が編成した教育課程に基づ く教育活動又は研究活動 ・大学又は高等専門学校が主催 する学校の行事 ・学校が作成する教育計画に基づ き実施する課外活動 ・学校公認の学内学生団体が当 該団体の作成する活動計画	・学校の幼児、児童、 生徒、学生 ・上記の者の引率者

	・高等専門学校	(学校の長があらかじめ承認したものに限り)に基づき実施する課外活動 <u>(当該学校の長がその旨を証明するものに限り)</u>	
保育所等の施設が主催する行事としての宿泊 (条例第4条第2号)	・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う施設 ・認可外保育施設	・保育所等の施設が主催する行事 <u>(当該施設の長がその旨を証明するものに限り)</u>	・満3歳以上の幼児 ・上記幼児の引率者
フリースクールが主催する行事としての宿泊 (条例第4条第3号)	・地方公共団体が認定等をするフリースクール	・フリースクールが教育の目的で主催する行事 <u>(当該フリースクールの長がその旨を証明するものに限り)</u>	・フリースクールの児童又は生徒 ・上記の者の引率者
中学校の部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動としての宿泊 (条例第4条第3号)	・地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた地域クラブ活動(認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動を含む)を主催する団体	・認定地域クラブ活動 <u>(当該クラブ活動を主催する団体の長がその旨を証明し、かつ、認定を受けた活動であることを地方公共団体の長又は教育委員会が証明するものに限り)</u>	・認定地域クラブ活動に参加する中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む)の生徒 ・上記の者の引率者

○ 宿泊施設における手続き

- ① 宿泊に際して学校等が作成した「学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書」(5ページ)、又は「認定地域クラブ活動であることの証明書」(6ページ)を受領することにより課税免除の対象となる宿泊を確認してください
- ② 受領した証明書は、宿泊施設において5年間保存してください(村への証明書提出は不要ですが、税務調査等において証明書の確認を行う場合があります)

学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書

○ 記載例

学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書		
宿 泊 日	2026年6月1日から2026年6月2日まで	(1) 泊
学校等の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	
	<input type="checkbox"/> 保育所	
	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園	
	<input type="checkbox"/> 保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業若しくは事業所内保育事業を行う施設又は認可外保育施設	
	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクール ^{※1}	
活動の概要	<input type="checkbox"/> 修学旅行	
	<input type="checkbox"/> 学校行事（保育所、幼保連携型認定こども園、保育施設、フリースクールの主催行事を含む）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 部活動・サークル活動 ^{※2} 、課外活動	
	<input type="checkbox"/> その他の活動（	
宿泊施設名称	ムラオホテル	・必要事項が記載されているか ・「学校等の種類」及び「活動の概要」にチェックが入っているか
課税免除対象の宿泊人数 ^{※3}	95人	
備 考		

※1 単に、地方公共団体等から補助金を受けているというだけでは対象になりません。地方公共団体等が設定する認証（又はこれに類するもの）の基準を満たすフリースクールが対象になります。

※2 対象となる部活動・サークル活動は以下全ての要件を満たすものをいい、いわゆる地域クラブ活動は含まれません。

(1) 小学校から高等学校の場合

- ・学校の教育計画に基づいて行われる活動であること

(2) 高等専門学校及び大学の場合

- ・学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること
- ・学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であること

※3 課税免除対象の宿泊人数には、教育活動又は研究活動等に参加している方及び引率の方が含まれています。

- ・引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
- ・なお、宿泊料金が6,000円未満（素泊まり・税抜き料金）の方の宿泊については宿泊税が課税されませんので、課税免除の宿泊人数への記載は不要です。

上記の宿泊については、白馬村宿泊税条例第4条に規定する、教育活動若しくは研究活動又は施設が主催する行事（満3歳以上の幼児が参加するもの）に該当するものであることを証明します。

2026年6月1日

・学校長名又は施設長名 の押印があるか	所在地	東京都新宿区●●町1-1-1
	学校名又は施設名	新宿区立●●小学校
	学校長又は施設長名	新宿 太郎

印

認定地域クラブ活動であることの証明書

○ 記載例

認定地域クラブ活動であることの証明書		
宿 泊 日	2026年6月1日から2026年6月3日まで	(2) 泊
地域クラブ活動の名称	●●サッカークラブ	
地域クラブ活動の概要 ^{※1}	<input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた地域クラブ活動 <input type="checkbox"/> 地方公共団体が自ら運営団体・実施主体となり、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動 <input type="checkbox"/> 認定を受けるための所定の要件を満たすのに一定の期間を要するものの、市区町村等が適切な指導助言等を行うことにより、認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動	
宿泊施設名称	ムラオホテル	・必要事項が記載されているか ・「地域クラブ活動の種類」にチェックが入っているか
課税免除対象の宿泊人数 ^{※3}	15人	
備 考	1日目の宿泊は15名、2日目は14名	

※1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続きに基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として、地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされた）地域クラブ活動が対象です。

※2 課税免除対象の宿泊人数には、認定地域クラブ活動に参加している生徒及び引率者が含まれています。

- ・中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む）の生徒が対象です。
- ・引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする看護師や保護者等をいい、応援の保護者や審判等は該当しません。

上記の宿泊については、白馬村宿泊税条例第4条第3号に規定する宿泊に該当するものであることを証明します。

2026年6月1日

所在地 長野市●●●●7-7

認定地域クラブ活動を運営する団体 ●●スポーツ少年団

・代表者名の押印があるか

代表者名 スポーツ 花子 印

地方公共団体の長又は教育委員会の長から認定を受けた又は認定を受けたものとみなされた「地域クラブ活動」であることを証明^{※3}します。

2026年6月1日

・地方公共団体の長又は教育委員会の押印があるか

地方公共団体の長又は教育委員会 長野市長 ●●●● 印

※3 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けていることを証する書類（写し）の添付により、証明を省略することができます。

(3) 課税免除（外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊）

外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととされています。

課税免除の取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準ずるものとし、村から承認を受けた課税免除対象施設における宿泊で、宿泊に際して外国の大使等から証明書（免税カード）の提示があった場合のみ課税免除となります。

○ 対象となる宿泊施設

宿泊税課税免除施設として村から承認を受けた宿泊施設（外国公館等に対する消費税免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設）

○ 対象となる宿泊

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者及びその家族の宿泊

○ 宿泊施設における手続き

① 宿泊税の課税が免除される施設としての指定を受けようとする場合は、「外国大使の課税免除施設承認申請書」により、事前に村に対して申請してください

（注）この申請が行えるのは、外国公館等に対する消費税の免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設の経営者のみです。

② 宿泊に際して、外国の大使等から消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けて、課税免除の対象となることを確認してください

（注）宿泊に係る消費税が免除となる場合に限り、宿泊税も課税免除となります。

3 宿泊料金

(1) 宿泊料金の定義

宿泊料金とは、宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額をいいます。

宿泊料金に 含まれる もの	○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として、宿泊者の意思に関わらず請求される金額 例：清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等これらに係るサービス料、奉仕料
宿泊料金に 含まれない もの	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く）の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例：タクシー代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等 ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

(2) 宿泊料金の考え方

例1 1泊2食付きなど食事代込みの料金設定しかない場合

- ・食事付きの料金の設定しかない場合は、各宿泊施設でその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて算定します。
- ・また、食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例2 朝食無料サービス等の取扱い

- ・朝食無料サービスなど、無料で食事が提供される場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例3 税込み宿泊料金の場合

- ・消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金の総額からそれらの税に相当する金額を控除した額を宿泊料金とします。

例4 宿泊料金の割引・優待等がある場合

- ・会員割引、株主優待などにより、宿泊施設が自ら通常の宿泊料金の一定割合又は金額を割引いた場合には、割引後の額を宿泊料金とします。宿泊施設独自の制度等に基づくポイント等を利用した割引についても同様です。
- ・ただし、旅行会社やカード会社が宿泊者にポイントを付与して、これにより割引を行う場合は割引前の金額を宿泊料金とします。

例5 補助金・助成金等（第三者からの支払い）がある場合

- ・宿泊に対する補助金、助成金等、宿泊者以外の者（第三者）から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合には、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を宿泊料金とします。

例 6 企画旅行における宿泊料金の取扱い

- ・予め又は旅行者からの依頼により旅行業者が旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている 1 人当たりの料金（食事等の付帯サービスの料金相当分を除く。）を宿泊料金とします。

例 7 旅行業者が宿泊施設や乗車券等のサービスを手配する手配旅行等において、宿泊施設が宿泊料金の一定割合を取扱手数料として旅行業者（手配業者）に支払う場合

- ・宿泊施設が宿泊料金の一定割合を旅行業者に取扱手数料として支払う場合は、取扱手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。

例 8 連泊割引がある場合

- ・連続して宿泊（連泊）した場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
（例：1 人が 3 泊した場合 1 人×300 円×3 泊＝900 円）
- ・連泊したことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引した金額を宿泊料金とします。
- ・連泊期間を一括して割引を行った場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例 9 時間延長がある場合

- ・宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、宿泊施設がその延長に係る料金を宿泊料金として取り扱っていれば、その額を宿泊料金に含めます。
- ・ただし、延長に係る料金を宿泊施設が宿泊料金として取り扱っていなければ、延長に係る料金は宿泊料金に含めません。

例 10 外貨建て取引による場合

- ・外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。
- ・具体的な取扱いについては「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。

例 11 1 人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合の取扱い

- ・1 室を単位として料金が設定されているなど 1 人当たりの宿泊料金の設定がない場合は、1 室 1 泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を 1 人当たりの宿泊料金とします。この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに 1 人当たりの宿泊料金を算出します。（下記「ア」・「イ」参照）
- ・子どもによる無料の添い寝利用など、宿泊料金が発生しない宿泊者がいる場合は、その者を宿泊者数から除外して 1 人当たりの宿泊料金を算出します。（下記「ウ」参照）
- ・宿泊者が支払うべき宿泊料金に、エキストラベッド代など特定の宿泊者に帰属しない金額が含まれる場合は、当該金額を含む宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を 1 人当たりの宿泊料金とします。（下記「エ」参照）

・宿泊者が支払うべき宿泊料金に、ベビーベッド代など特定の宿泊者に帰属することが明らかな金額が含まれる場合は、当該金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、1人当たりの宿泊料金を算出します。（下記「オ」参照）

- 1室税抜き 20,000 円（ツインルーム）の場合
 - ア 1人で宿泊（いわゆるシングルユース）
 $20,000 \text{ 円} \div 1 \text{ 人} = 20,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税 500 円×1人 = 500 円】
 - イ 2人で宿泊
 $20,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 10,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税 300 円×2人 = 600 円】
 - ウ 大人2人、子ども1人（添い寝無料）で宿泊
 $20,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 10,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税 300 円×2人 = 600 円】
※ 宿泊料金が無料の子ども1人は宿泊者数から除外
 - エ 3人で宿泊（エキストラベッド代 7,000 円）
 $(20,000 \text{ 円} + 7,000 \text{ 円}) \div 3 \text{ 人} = 9,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税 300 円×3人 = 900 円】
 - オ 大人2人、乳児1人で宿泊（ベビーベッド代 2,000 円）
 $20,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 10,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税 300 円×2人 = 600 円】
 $2,000 \text{ 円} \div 1 \text{ 人} = 2,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税の課税対象外】※ 乳児1人分は別に取り扱い

4 税率

宿泊税は、1人1泊の宿泊料金が6,000円以上の場合に課税されます。

宿泊税の税率は、1人1泊の宿泊料金の区分に応じた次の額です。2の(3)長野県宿泊税の徴収方法の特例(2ページ)に記載したとおり、宿泊者から徴収する税額は長野県宿泊税と白馬村宿泊税を合算した額となります。

○ 令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間

宿泊料金	税率	左の内訳	
		村税	県税
6,000円未満	(免税)		
6,000円以上 20,000円未満	200円	100円	100円
20,000円以上 50,000円未満	400円	300円	100円
50,000円以上 100,000円未満	900円	800円	100円
100,000円以上	1,900円	1,800円	100円

○ 令和11年6月1日から

宿泊料金	税率	左の内訳	
		村税	県税
6,000円未満	(免税)		
6,000円以上 20,000円未満	300円	150円	150円
20,000円以上 50,000円未満	500円	350円	150円
50,000円以上 100,000円未満	1,000円	850円	150円
100,000円以上	2,000円	1,850円	150円

(参考) 長野県宿泊税の税率

長野県宿泊税の税率は、長野県宿泊税条例の規定により市町村宿泊税を課する市町村(松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村)の区域内に所在する宿泊施設では次のとおり2分の1となります。

宿泊の時期	宿泊料金	税率	
		市町村宿泊税なし	市町村宿泊税あり
令和8年6月1日から	6,000円未満	(免税)	
令和11年5月31日まで	6,000円以上	200円	100円
令和11年6月1日から	6,000円未満	(免税)	
	6,000円未満	300円	150円

第3章 特別徴収義務者としての登録など

宿泊施設の経営者は、宿泊施設ごとに「1 特別徴収義務者の登録」、又は「2 特定宿泊施設に該当することの申出」の手続きが必要となります。これは、村が宿泊税に係る事務の執行に当たり、特別徴収義務者及び宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、宿泊施設の経営者に手続きいただくものです。

宿泊税は、宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊に対しては課さないこととしています（免税点）。そのため、1人1泊につき6,000円以上の宿泊の有無によって手続きが異なりますが、すべての宿泊施設の経営者がいずれかの手続きをする必要があります。

1 特別徴収義務者としての登録

(1) 登録申請

宿泊施設を経営されている方及び新たに宿泊施設の経営を開始する方は、村に対して特別徴収義務者としての登録申請を行う必要があります。

なお、登録申請は、営業許可を受けた（届出を行った）宿泊施設ごとに必要となります。

○ 提出書類

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第6号）	
②	〔経営者が法人の場合〕	登記事項証明書（現在事項証明書）
	〔経営者が個人の場合〕	住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
③	〔旅館業の場合〕	旅館業営業許可通知書又は旅館業経営承認書
	〔住宅宿泊事業の場合〕	住宅宿泊事業に係る届出番号及び施設の所在地が確認できる書類（民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム（事業者）画面など）
④	宿泊に係る契約書面（宿泊約款など）	
⑤	宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類（施設のホームページを印刷したもので可）	
⑥	申請書に記載された口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）	

※ ②～⑥の書類については、申請書に記載の項目を確認できるものとしてください、いずれも写しで構いません

※ ③について、許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届（申請書に記載の項目の変更に関するもの）もすべて添付してください

※ ④について、宿泊約款などの備えがない場合にあっては、添付を省略することができます

※ ⑥については、特別徴収義務者報償金等（52ページ参照）の受取りのため提出いただくものです、特別徴収義務者と同じ名義の口座としてください

○ 宿泊税の徴収について便宜を有する者の指定

基本的には、旅館業の許可を受けた旅館・ホテル及び簡易宿所の経営者並びに住宅宿泊事業の届出をした施設の経営者が特別徴収義務者に該当しますが、許可等を受けた方と委託契約等により実際に宿泊施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）が異なる場合があります。

このような場合で、委託契約等により実際に宿泊施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）が、特別徴収義務者としての指定を受けたいときは、上記①～⑥の提出書類に加え、下記⑦、⑧の書類の提出が必要です。

⑦	実質的経営者である旨の申立書
⑧	旅館業の許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出者と実質的経営者との間で締結した委託契約書等の写し（宿泊施設に係る事業損益の帰属が確認できるもの）

○ 申請期限

区分	申請期限
令和8年6月1日時点において宿泊施設を営んでいる場合 （従前から宿泊施設を営んでいる場合を含む）	令和8年6月8日
令和8年6月2日以降に新たに宿泊施設の経営を開始する場合	経営を開始しようとする日の5日前

宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第6号）

○ 記載例

(様式第6号) (第7条関係)

宿泊税特別徴収義務者登録申請書						
<p>白馬村長 宛</p> <p style="text-align: right;">1 令和7年 ●月 ●日</p> <p>2 申請者 住(居)所 白馬村大字●城●●●●3-12 (所在地) 氏 名 村男観光 合同会社 (法人名) 代表社員 白馬 岳子</p> <p>白馬村宿泊税条例第10条第1項又は同条第2項の規定により、下記のとおり登録特別徴収義務者としての登録をしてください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
3	特別徴収義務者	住(居)所(所在地)	白馬村大字●城●●●●3-12 電話番号 0261-85-●●●●			
		(フリカゝナ)氏名(法人名及び代表者の氏名)	ムラオカンゴ コウドウカイヤ タイヨウシャイン ハウバ タコ 村男観光 合同会社 代表社員 白馬 岳子			
		金融機関名	●●銀行	支店(所)名	●●支店	
		特別徴収義務者報償金等受取口座情報	預金種別	普通	口座番号	●●●●●●
4	施設の許可・届出	住(居)所(所在地)	白馬村大字●城●●●●3-12 電話番号 0261-85-●●●●			
		(フリカゝナ)氏名(法人名)	ムラオカンゴ コウドウカイヤ 村男観光 合同会社			
		種別	1 旅館・ホテル	2 簡易宿所	3 住宅宿泊事業	
		許可・届出年月日	平成●●年 ●月 ●日	許可・届出番号	●●○○第●●-●●号	
5	施設	所在地	白馬村大字●城●●●●4-11 電話番号 0261-72-●●●●			
		(フリカゝナ)名称	ムラオホテル ムラオホテル			
		概要	客室数(棟数)	収容人員	施設外玄関帳場(施設外フロント)	
			12室(棟)	36名	非該当・該当	
	経営開始年月日	平成●●年 ●月 ●日				
6	書類送付先	住(居)所(所在地)	白馬村大字●城●●●●3-12 電話番号 0261-85-●●●●			
		(フリカゝナ)氏名(法人名)	ムラオカンゴ コウドウカイヤ ケリタノウ ハウバ ムラオ 村男観光 合同会社 経理担当 白馬 村男			

○ 記載要領

1 「年月日」欄

・申請書等の提出年月日を記載してください。

2 「申請者」「届出者」欄

・申請者又は届出者の住（居）所（所在地）、氏名（法人名）を記載してください。

3 「特別徴収義務者」欄

・宿泊施設の経営を個人が行っている場合はその個人の住（居）所及び氏名を、宿泊施設の経営を法人が行っている場合はその法人の所在地、法人名及び代表者の氏名を記載してください。

・「特別徴収義務者報償金等受取口座情報」欄の口座に、特別徴収義務者報償金等の振込みを行います。なお、特別徴収義務者と同じ名義の口座を記載してください。

▼ 長野銀行の口座情報を記載する場合

八十二銀行との合併（令和8年1月1日予定）に伴い、すべての口座の支店名、口座番号が変更となるため、下記により記載してください。

「金融機関名」欄	八十二長野銀行
「本・支店（所）名」欄	長野銀行から令和7年10月から11月にかけて送付されている「新しい口座番号等のお知らせ」に記載の情報
「口座番号」欄	新しい口座番号等のお知らせに記載の情報

▼ 八十二銀行の口座情報を記載する場合

長野銀行との合併に伴う支店名、口座番号の変更はありませんので、現在の八十二銀行の口座情報を記載してください。「金融機関名」欄には「八十二銀行」と記載してください。村において、「八十二銀行」を「八十二長野銀行」と読み替えて登録しますので、合併以降に改めて金融機関名の変更手続きを行う必要はありません。

4 「施設の許可・届出」欄

・旅館業法の営業許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出を行った者の住（居）所（所在地）、電話番号、氏名（法人名及び代表者の氏名）を記載してください。また、「種別」欄の該当するものに○をし、旅館業の営業許可日又は住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出年月日を記載してください。

・「許可・届出番号」欄には、以下により記載してください。

旅館業の場合	住宅宿泊事業の場合
旅館業の営業許可通知書の右上に記載の許可番号 例) 「長野～指令●●○○第●●-●号」 ●は数字、○は文字 「-（ハイフン）」を含め下線部分をすべて記載	住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号 例) 「M20●●●●●●●●」 M20を含めすべて記載

- ・「登録申請者と許可・届出名義人との関係」欄には、特別徴収義務者³と旅館業の営業許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出を行った者⁴との関係を記載してください。

5 「施設」欄

- ・宿泊施設の情報について記載してください。
- ・「経営開始年月日」欄には、宿泊施設の経営を開始した（開始する）年月日を記載してください。
- ・「施設外玄関帳場（施設外フロント）」欄は、フロントを施設内に設置している場合は「非該当」、施設外に設置している場合は「該当」に○をしてください。

6 「書類送付先」欄

- ・特別徴収義務者³が法人の場合で、申告納入に係る書類の送付先として特定の部署を希望する場合に限り、その部署名を記載してください。

実質的経営者である旨の申立書

○ 記載例

(参考様式)

実質的経営者である旨の申立書			
白馬村長 宛		1 令和7年 ●月 ●日	
2 申立者 住(居)所 白馬村大字●城●●●●3-12 (所在地)		氏名 村男観光 合同会社 (法人名) 代表社員 白馬 岳子	
ト記施設の実質的経営者であることを申し立てます。 記			
3	施設 の 許 可 ・ 届 出	住(居)所 (所在地)	白馬村大字●城●●●●5-10 電話番号 0261-85-●●●●
		(フリカナ) 氏名 (法人名)	ヴィクトワール・シュヴァル・ラン・ムラオ Victoire Cheval Blanc Murao
		種別	1 旅館・ホテル 2 簡易宿所 3 住宅宿泊事業
		許可・届出 年月日	平成●●年 ●月 ●日 許可・届出番号 ●●○○第●●-●●号
		申立者と許可・ 届出名義人との 関係	許可名義人が申立者に施設の運営業務を委託
4	施 設	所在地	白馬村大字●城●●●●4-12 電話番号 0261-72-●●●●
		(フリカナ) 名称	ヴィン・エム・シャレー VCM Chalet
		概要	客室数(棟数) 1棟 収容人員 8名 施設外玄関帳場(施設外フロント) 非該当・該当
		経営開始年月日	平成●●年 ●月 ●日

注1 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申立書を提出してください

注2 施設の許可・届出者と実質的経営者との間で締結した委託契約書等の写し(又は宿泊施設に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し)を添付してください

○ 記載要領

1 「年月日」欄

・申立書の提出年月日を記載してください。

2 「申立者」欄

・申立者の住（居）所（所在地）、氏名（法人名）を記載してください。

3 「施設の許可・届出」欄

・旅館業の営業許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出を行った者の住（居）所（所在地）、電話番号、氏名（法人名）を記載してください。また、「種別」欄の該当するものに○をし、旅館業の営業許可日又は住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出年月日を記載してください。

・「許可・届出番号」欄には、以下により記載してください。

旅館業の場合	住宅宿泊事業の場合
旅館業の営業許可通知書の右上に記載の許可番号 例)「長野～指令●●○○第●●-●号」 ●は数字、○は文字 「-（ハイフン）」を含め下線部分をすべて記載	住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号 例)「M20●●●●●●●●」 M20を含めすべて記載

・「申立者と許可・届出名義人との関係」欄には、申立者2と旅館業の営業許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出を行った者3との関係を記載してください。

5 「施設」欄

・宿泊施設の情報について記載してください。

・「経営開始年月日」欄には、宿泊施設の経営を開始した（開始する）年月日を記載してください。

・「施設外玄関帳場（施設外フロント）」欄は、フロントを施設内に設置している場合は「非該当」、施設外に設置している場合は「該当」に○をしてください。

宿泊税特別徴収義務者証票（様式第7号）

(様式第7号) (第7条関係) 第 号



白馬村

宿泊税特別徴収義務者証票

白馬村宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

白馬村域内の長野県宿泊税は、白馬村宿泊税条例の規定に基づき、
白馬村が村宿泊税と併せて一括して賦課徴収を行います。

白馬村長

Accommodation Tax
Special Collection Agent Certificate

Verified as a special collection agent as written in the Hakuba Village
Accommodation Tax Ordinance

The Prefectural Accommodation Tax imposed at accommodations within Hakuba Village will be collected along
with the Village Accommodation Tax based on the Hakuba Village Accommodation Tax Ordinance

Hakuba Village Mayor

施設名 Facility Name 施設番号 Facility Number

2 特定宿泊施設の申出等

(1) 特定宿泊施設の申出

宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊がない宿泊施設（「特定宿泊施設」といいます。）の経営者は、特別徴収義務者としての登録申請は必要ありませんが、特定宿泊施設に該当することの申出が必要になります。

なお、特定宿泊施設はすべての宿泊が免税点未満の宿泊（宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊）となることから、特定宿泊施設の経営者においては宿泊税の申告納入は不要ですが、特別徴収義務者として帳簿等の記載・保存（50ページ参照）を行う必要があります。

○ 提出書類

①	特定宿泊施設に該当することの申出書
②	宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類（施設のホームページを印刷したもので可）

○ 申出の目安

区分	申出の目安
令和8年6月1日時点において宿泊施設を営 している場合 （従前から宿泊施設を営している場合を含む）	令和8年6月8日
令和8年6月2日以降に新たに宿泊施設の営 を開始する場合	営を開始しようとする日の5日前

特定宿泊施設に該当することの申出書

○ 記載例

(参考様式)

特定宿泊施設に該当することの申出書	
白馬村長 宛	1 令和7年 ●月 ●日
2	申出者 住(居)所 白馬村大字●城●●●●3-12 (所在地) 氏 名 村男観光 合同会社 (法人名) 代表社員 白馬 岳子 (電話番号 0261-85-●●●●)
宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊がないことについて、下記のとおり申し上げます。	
記	

4	施設 の 許 可 ・ 届 出	住(居)所 (所在地)	白馬村大字●城●●●●3-12 電話番号 0261-85-●●●●			
		(フリカゝナ) 氏 名 (法人名)	ムラオコウゴゴウドウカクシャ 村男観光 合同会社			
		種 別	1 旅館・ホテル	2 簡易宿所	3 住宅宿泊事業	
		許可・届出 年 月 日	平成●●年 ●月 ●日	許可・届出番号	●●〇〇第●●-●●号	
		申出者と許 可・届出名 義人との関 係	本人			
5	施 設	所 在 地	白馬村大字●城●●●●4-11 電話番号 0261-72-●●●●			
		(フリカゝナ) 名 称	ムラオホテル			
		概 要	客室数(棟数) 12室(棟)	収容人員 36名	施設外玄関帳場(施設外フロント) 非該当・該当	
		経営開始年月日	平成●●年 ●月 ●日			
6	書 類 送 付 先	住(居)所 (所在地)	白馬村大字●城●●●●3-12 電話番号 0261-85-●●●●			
		(フリカゝナ) 氏 名 (法人名)	ムラオコウゴゴウドウカクシャ ケイリタントウ ハクバ ムラオ 村男観光 合同会社 経理担当 白馬 村男			

注 宿泊料金表など宿泊料金が記載された書面(写)を添付してください(ホームページの印刷でも可)

○ 記載要領

記載項目は「宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第 6 号）」と同様です。申出書の記載要領は 15 ページを参考としてください。

（２）特定宿泊施設に該当しなくなった宿泊施設の特別徴収義務者としての登録

特定宿泊施設として申出を行った宿泊施設において、宿泊料金の改定等に伴い 1 人 1 泊につき 6,000 円以上の宿泊料金となる宿泊が新たに発生することとなった場合には、宿泊税の特別徴収義務者としての登録申請を行う必要があります。

○ 提出書類 … 1（１）（12 ページ参照）登録申請と同様

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第 6 号）	
②	〔経営者が法人の場合〕	登記事項証明書（現在事項証明書）
	〔経営者が個人の場合〕	住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
③	〔旅館業の場合〕	旅館業営業許可通知書又は旅館業経営承認書
	〔住宅宿泊事業の場合〕	住宅宿泊事業に係る届出番号及び施設の所在地が確認できる書類（民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム（事業者）画面など）
④	宿泊に係る契約書面（宿泊約款など）	
⑤	宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類（施設のホームページを印刷したもので可）	
⑥	申請書に記載された口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）	

※ ②～⑥の書類については、申請書に記載の項目を確認できるものとしてください、いずれも写しで構いません

※ ③について、許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届（申請書に記載の項目の変更に関するもの）もすべて添付してください

※ ④について、宿泊約款などの備えがない場合にあっては、添付を省略することができます

※ ⑥については、特別徴収義務者報償金等（52 ページ参照）の受取りのため提出いただくものです、特別徴収義務者と同じ名義の口座としてください

○ 申請期限等

申請期限	申請方法
料金改定等により宿泊税の課税対象施設となった日から 10 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・eLTAX を利用した申請 ・白馬村役場税務課に郵送 ・白馬村役場税務課の窓口を持参

3 特別徴収義務者の登録事項の変更等

（１）登録事項の変更があったとき

特別徴収義務者として登録している事項に変更があった場合は、登録事項の変更申請を行ってください。

○ 提出書類

様	式	宿泊税特別徴収義務者登録変更申請書（様式第 8 号）
---	---	----------------------------

添付書類 (写しで構いません)	○ 特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地、住所等） 〔法人の場合〕登記事項証明書（履歴事項証明書） 〔個人の場合〕住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
	○ 宿泊施設の営業許可等及び施設に係る変更（所在地、名称等） 旅館業法、住宅宿泊事業法に基づく変更届など、変更の事実を確認できる書類
	○ その他の変更 変更の事実を確認できる書類

○ 申請期限等

申請期限	申請方法
変更が生じた都度、随時	・白馬村役場税務課に郵送 ・白馬村役場税務課の窓口を持参

○ 宿泊施設について営業の譲渡等があった場合

次のいずれかの事由により特別徴収義務者に変更があったときは、上記の変更申請書による手続きではなく、宿泊施設経営廃止の届出（27 ページ参照）を行った上で、新たに特別徴収義務者としての登録申請を行ってください。

- ・営業譲渡、相続又は贈与
- ・既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ・会社分割による別法人への業務の承継
- ・個人事業者の法人への変更
- ・特別徴収義務者である法人の解散による個人事業者への変更
- ・その他上記に類する事由

○ 記載要領

1 「年月日」欄

- ・申請書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- ・登録している特別徴収義務者の情報を記載してください。
- ・証票番号は、宿泊税特別徴収義務者証票の右上に記載の番号（12桁）を記載してください。

例) 「第●●●●●●●●●●●●●●号」

下線部分（12桁）を記載

3 「施設」欄

- ・宿泊施設の所在地及び名称を記載してください。
- ・住宅宿泊事業の場合は、「名称又は届出番号」欄に住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号を記載してください。

例) 「M20●●●●●●●●」

M20を含めすべて記載

4 「変更年月日」欄

- ・登録事項の変更が生じた年月日を記載してください。

5 「変更事項」欄

- ・該当するものに○をしてください。

6 「内容」欄

- ・変更事項について、変更前と変更後の内容を記載してください。

(2) 宿泊施設の経営を休止・再開するとき

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください。

また、休止期間を定めずに営業を休止した場合で、営業を再開しようとするときは、経営再開の届出を行ってください（経営休止の届出の際に、予め休止期間を届け出た場合は、経営再開の届出は不要です）。

なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税は、休止の日から1月以内に申告納入を行う必要があります。

○ 提出書類

様式	宿泊施設経営休止（再開、廃止）届出書（様式第9号）
添付書類 (写しで構いません)	○ 経営を休止する場合 旅館業法に基づく停止届出書、「営業休止のお知らせ」などの宿泊施設の経営休止を確認できる書類
	○ 経営を再開する場合 「営業再開のお知らせ」などの宿泊施設の経営再開を確認できる書類

○ 届出時期 経営を休止又は再開しようとするとき

○ 届出先 白馬村役場税務課

(3) 宿泊施設の経営を廃止するとき

宿泊施設の経営を廃止したときは、届出を行ってください。

また、特別徴収義務者の登録時に交付を受けた宿泊税特別徴収義務者証票（様式第7号）（20ページ参照）を返納してください。

なお、廃止の日までに徴収すべき宿泊税は、廃止の日から1月以内に申告納入を行う必要があります。

○ 提出書類

様式	宿泊施設経営休止（再開、廃止）届出書（様式第9号）
添付書類	・旅館業法、住宅宿泊事業法に基づく営業の廃止（廃業）の届出書（写し） ・宿泊税特別徴収義務者証票（様式第7号）（返納）

○ 届出時期 経営廃止の日から10日以内

○ 届出先 白馬村役場税務課

宿泊施設経営休止（再開、廃止）届出書（様式第9号）

○ 記載例

様式第9号（第7条関係）

宿泊施設経営休止（再開、廃止）届出書		
<p>白馬村長 宛</p>	<p>1 令和8年 ●月 ●日</p>	
<p>2 特別徴収義務者（証券番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●） 住（居）所 白馬村大字●城●●●●3—12 （所在地） 氏 名 村男観光 合同会社 （法人名）代表社員 白馬 岳子 （電話番号 0261—85—●●●● ）</p>		
<p>第10条第9項 白馬村宿泊税条例 第10条第10項 の規定により、下記のとおり届け出ます。 第10条第11項</p>		
記		
3	施 所 在 地	白馬村大字●城●●●●4—11
	名 称 又 は 届 出 番 号	ムラオホテル
	届 出 区 分	1 休止 2 再開 3 廃止
4	休 止 期 間	令和●年 ●月 ●日 から 令和●年 ●月 ●日 まで
	再 開 年 月 日	年 月 日
	廃 止 年 月 日	年 月 日
5	休 止 又 は 廃 止 の 理 由	冬期間は営業を休止するため

(注) 廃止の場合には、宿泊税特別徴収義務者証券を添付してください。
 (注) 住宅宿泊事業に係る施設にあっては、「名称又は届出番号」欄に、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第13条の標識に記載された届出番号を記載してください。

○ 記載要領

1 「年月日」欄

- ・届出書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- ・登録している特別徴収義務者の情報を記載してください。
- ・証票番号は、宿泊税特別徴収義務者証票の右上に記載の番号（12桁）を記載してください。

例) 「第●●●●●●●●●●●●●●号」

下線部分（12桁）を記載

3 「施設」欄

- ・宿泊施設の所在地及び名称を記載してください。
- ・住宅宿泊事業の場合は、「名称又は届出番号」欄に住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号を記載してください。

例) 「M20●●●●●●●●」

M20を含めすべて記載

- ・「届出区分」欄は、該当するものに○をしてください。

4 「休止期間」「再開年月日」「廃止年月日」欄

- ・休止の場合はその期間を、再開・廃止の場合はその日を記載してください。

5 「休止又は廃止の理由」欄

- ・休止又は廃止の場合は、その理由を記載してください。

4 納税管理人

特別徴収義務者は、白馬村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」といいます。）を有しない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるため、原則として、白馬村内に住所等を有する者を代理人として定めて申請する必要があります。この代理人を納税管理人といいます。

納税管理人の役割は、納税通知書の受領や税金の納付など、納税に関する一切の事項を特別徴収義務者に代わって処理することです。

（１）納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から 10 日以内に申請してください。ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、白馬村役場税務課にお問い合わせください。

○ 提出書類

①	宿泊税納税管理人（変更）承認申請書（様式第 61 号の 2）	
②	〔納税管理人が法人の場合〕	登記事項証明書（現在事項証明書）
	〔納税管理人が個人の場合〕	住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

（２）納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その変更が生じた日から 10 日以内にその旨を申告してください。

○ 提出書類

①	宿泊税納税管理人（変更）承認申請書（様式第 61 号の 2）	
②	〔納税管理人が法人の場合〕	登記事項証明書（現在事項証明書）
	〔納税管理人が個人の場合〕	住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

宿泊税納税管理人（変更）承認申請書（様式第 61 号の 2）

○ 記載例

様式第61号の2（第15条関係）

宿泊税納税管理人 （変更） 承認申請書	
納税管理人	新 住（居）所 白馬村大字●城●●●3-12 （所在地） 氏 名 村男観光 合同会社 （法人名） 代表社員 白馬 岳子 （電 話 番 号 0261-85-●●●●）
	旧 住（居）所 （所在地） 氏 名 （法人名） （電 話 番 号）
上記の者を納税 管理人に選任し た理由	白馬村内に事務所を有しないため
特別徴収義務者 株式会社 東京観光 代表取締役 東京太郎 の納税管理人を 承諾しました。 令和●年 ●月 ●日 納税管理人 村男観光 合同会社 代表社員 白馬 岳子	
宿泊税に関する一切の事項を処理させるため、上記のとおり納税管理人を 定めたいので 承認申請します。 変更したいので 令和●年 ●月 ●日 白馬村長 宛 特別徴収義務者（証票番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●） 住（居）所 東京都新宿区●●町1-1-1 （所在地） 氏 名 株式会社 東京観光 （法人名） 代表取締役 東京 太郎	

第4章 宿泊税の申告納入など

1 宿泊税の申告納入

特別徴収義務者は、原則、毎月末日までに、前月に徴収すべき宿泊税について、宿泊施設ごとに、村への申告及び納入の手続きが必要です。

(1) 申告手続きについて

○ 提出書類

様式	宿泊税納入申告書（様式第2号）
添付書類	課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記入された書類（宿泊税月計表 [※] など） ※ 記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です

○ 提出期限等

提出期限	提出方法
毎月末日 （その前月分として徴収すべき宿泊税について）	以下のいずれかの方法で提出してください。 ・白馬村宿泊税電子申告サービス（Grafferスマート申請） [※] ・eLTAXを利用した電子申告 ・白馬村役場税務課に郵送 ・白馬村役場税務課の窓口を持参

※ 利用できるサービスは、宿泊税の申告手続きのみで、納入手続きはシステムから出力した納入書により金融機関等で行います

※ 電子納税を希望される場合は、eLTAXによる電子申告を利用してください

○ 注意点

- ・申告手続きは、「宿泊施設ごと」かつ「月ごと」に必要となります。
- ・申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告手続きを行ってください。
- ・月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日が申告の期限になります。
- ・12月の申告期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日）です。

(2) 納入手続きについて

申告した宿泊税の税額は、納入期限までに納入してください。

○ 納入期限等

納入期限	納入方法
毎月末日 (その前月分として徴収すべき宿泊税として申告した税額について)	以下のいずれかの方法で納入してください。 ・eLTAX を利用した電子納税※ ・宿泊税納入書により金融機関等で納入

※ ①インターネットバンキング、②クレジットカード払い、③ダイレクト納付（事前登録した口座から引落し）となります

○ 窓口納付ができる金融機関等

金融機関等
・大北農業協同組合 本・支所 ・八十二長野銀行 本・支店 ・松本信用金庫 本・支店 ・郵便局（ゆうちょ銀行） ・白馬村役場会計室

※ 上記以外の金融機関でも納付することができますが、手数料がかかる場合があります。

○ 注意点

- ・宿泊税納入書は、「宿泊施設ごと」かつ「月ごと」に作成し、納入してください。
- ・月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたる時は、次の平日が納入の期限になります。
- ・12月の納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる時は、次の平日）です。

(3) プレプリント様式の送付

特別徴収義務者として登録された宿泊事業者には、申告納入に必要な様式（宿泊税納入申告書（様式第2号）、宿泊税月計表、宿泊税納入書）について、予め一定事項を印字した上で、毎年3月頃に1年度分をまとめて送付する予定です。

※ 令和8年度分のプレプリント様式は、令和8年2月末までに特別徴収義務者としての登録申請があった宿泊事業者を対象に、令和8年4月頃に送付する予定です。

宿泊税納入申告書（様式第2号）

○ 記載例

様式第2号（第5条関係）

宿泊税納入申告書						
白馬村長 宛	1	令和 ●年 ●月 ●日				
	2	特別徴収義務者（証票番号 ●●●●●●●●●●） 住（居）所（所在地） 白馬村大字●城●●●●3—12 氏名（法人名） 村男観光 合同会社 担当部署名及び氏名 経理担当 白馬 村男 電話番号 0261—85—●●●●				
宿泊税の納入について、白馬村宿泊税条例第9条第1項の規定により申告します。						
3	施 所 在 地	白馬村大字●城●●●●4—11				
	名 称 又 は 届 出 番 号	ムラオホテル				
	課 税 番 号	●●●●●●●●●●				
4	令和●年 ●月分	区分	①宿泊数	②税率	①×②税額	
		宿泊料金 (1人1泊)	a 6,000円以上 20,000円未満	200泊	300円	60,000円
			b 20,000円以上 50,000円未満	泊	500円	円
			c 50,000円以上 100,000円未満	泊	1,000円	円
			d 100,000円以上	泊	2,000円	円
		A 課税対象 (a+b+c+d)	200泊	納入すべき 金 額	60,000円	
		B 課税対象外	30泊			
C 総宿泊数 (A+B)	230泊					
5	年 月分	区分	①宿泊数	②税率	①×②税額	
		宿泊料金 (1人1泊)	a 6,000円以上 20,000円未満	泊	300円	円
			b 20,000円以上 50,000円未満	泊	500円	円
			c 50,000円以上 100,000円未満	泊	1,000円	円
			d 100,000円以上	泊	2,000円	円
		A 課税対象 (a+b+c+d)	泊	納入すべき 金 額	円	
		B 課税対象外	泊			
C 総宿泊数 (A+B)	泊					
6	年 月分	区分	①宿泊数	②税率	①×②税額	
		宿泊料金 (1人1泊)	a 6,000円以上 20,000円未満	泊	300円	円
			b 20,000円以上 50,000円未満	泊	500円	円
			c 50,000円以上 100,000円未満	泊	1,000円	円
			d 100,000円以上	泊	2,000円	円
		A 課税対象 (a+b+c+d)	泊	納入すべき 金 額	円	
		B 課税対象外	泊			
C 総宿泊数 (A+B)	泊					

注1 ②税率には、県宿泊税（1人1泊につき150円）を含みます。
 注2 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（宿泊税月計表等）を添付してください。
 注3 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書を提出してください。

○ 記載要領

1 「年月日」欄

- ・納入申告書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- ・登録している特別徴収義務者の情報を記載してください。
- ・証券番号は、宿泊税特別徴収義務者証券の右上に記載の番号（12桁）を記載してください。

例) 「第●●●●●●●●●●●●●●号」
下線部分（12桁）を記載

- ・「担当部署名及び氏名」欄には、申告内容に係る問合せに対応いただく方の部署名及び氏名を記載してください。

3 「施設」欄

- ・宿泊施設の所在地及び名称を記載してください。
- ・住宅宿泊事業の場合は、「名称又は届出番号」欄に住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号を記載してください。

例) 「M20●●●●●●●●」
M20を含めすべて記載

- ・「課税番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者証券の右下に記載の施設番号（全10桁）を記載してください。なお、合算申告納入の場合は、宿泊税合算申告納入承認通知書（様式第2号の3）に記載された合算申告指定番号（10桁）を記載してください。

例) 「施設番号 ●●●●●●●●●●」
下線部分（10桁）を記載

4 「年月分」「宿泊数」「税額」欄

- ・「年月分」欄には、申告の前提となる宿泊行為があった年月（納入申告書の提出月の前月）を記載してください。

例：提出期限が令和8年7月末日の申告・・・「令和8年6月分」と記載

提出期限が令和8年8月末日の申告・・・「令和8年7月分」と記載

- ・「宿泊数」欄には、宿泊料金の区分ごとの宿泊数及び課税対象外の宿泊数（B）を記載してください。宿泊税月計表の「計」欄と合致していることを必ず確認してください。
- ・「税額」欄には、宿泊料金の区分ごとの宿泊数に該当税率を乗じた額を記載してください。

5・6

- ・この記載欄は、申告納入期限の特例（40ページ参照）の適用を受けている場合に使用します。
- ・特例の適用を受けていない場合は、1段目の「宿泊数」「税額」欄4のみを使用し、申告書1枚につき、1月分の申告としてください。

宿泊税月計表

○ 記載例

(参考様式)

		宿泊税月計表		1 令和 ●年 ●月分
2	課税番号	●●●●●●●●	3 施設の名称又は届出番号	ムラオホテル

日 付	A 課税対象宿泊数					B 課税対象外宿泊数		
	300円	500円	1,000円	2,000円	計	a 1人1泊 6,000円未満	b 課税免除 うち 外国大使等	計 a+b
1	8				8			
2	10				10			
3	15				15	4	10	14
4	12				12			
5	6				6			
6	0				0			
7	5				5			
8	6				6			
9	6				6			
10	3				3			
11	10				10	5		5
12	13				13			
13	0				0			
14	2				2			
15	1				1			
16	4				4			
17	5				5			
18	7				7			
19	8				8	1		1
20	13				13			
21	8				8			
22	10				10	7		7
23	10				10			
24	3				3			
25	6				6			
26	8				8			
27	4				4			
28	0				0			
29	5				5	3		3
30	6				6			
31	6				6			
計	200				200	20	10	30

※宿泊税納入申告書の内訳資料として必ず添付してください。記載項目を満たしていれば任意の様式でも結構です。

○ 記載要領

1 「年月分」欄

- ・申告の前提となる宿泊行為があった年月（納入申告書の提出月の前月）を記載してください。
- ・納入申告書の4「年月分」欄と同じ年月になります。

2 「課税番号」欄

- ・宿泊税特別徴収義務者証票の右下に記載の施設番号（全 10 桁）を記載してください。

例) 「施設番号 ●●●●●●●●●●」
下線部分（10 桁）を記載

3 「施設の名称又は届出番号」欄

- ・宿泊施設の名称を記載してください。
- ・住宅宿泊事業の場合は、住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号を記載してください。

例) 「M20●●●●●●●●」
M20を含めすべて記載

4 「A 課税対象宿泊数」「B 課税対象外宿泊数」欄

- ・「A 課税対象宿泊数」欄には、対象年月における課税対象の宿泊について、日ごとに宿泊料金の区分ごとの宿泊数を記載してください。
- ・「B 課税対象外宿泊数」欄には、課税対象外の宿泊の内訳として、a 1 人 1 泊 6,000 円未満、b 課税免除（うち外国大使等）を日ごとにそれぞれ記載してください。

- ※ 必ずしもこの様式でなくても、記載項目が同様のものであれば、任意の様式で構いません。
- ※ 合算申告納入の場合であっても、宿泊税月計表は登録した宿泊施設ごとに作成してください。
- ※ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合も、この様式は 1 月ごとに作成してください。

○ 記載要領

プレプリント様式では、青字部分をあらかじめ印字していますので、赤字部分のみの記載になります。

1 「宛名」欄

- ・特別徴収義務者の氏名及び法人名が印字されています。

2 「通知書番号」欄

- ・宿泊税特別徴収義務者証票の右下に記載の施設番号（全 10 桁）が印字されています。
- ・合算申告納入の場合は、宿泊税合算申告納入承認通知書（様式第 2 号の 3）に記載された合算申告指定番号（10 桁）が印字されています。

3 「期別」「納期限」欄

- ・3 か月分の「期別」及び「納期限」が印字されています。
- ・「12 期、1 期、2 期」「3 期、4 期、5 期」「6 期、7 期、8 期」「9 期、10 期、11 期」をそれぞれ 1 枚の納入書にまとめています。
- ・「期別」欄には、申告の前提となる宿泊行為があった月（納入申告書の提出月の前月）が「期分」と印字されています（納入申告書 4 「年月分」欄と同じ月となります。）。
- ・「納期限」欄には、納入期限（納入申告書の提出月の末日）が印字されています。

例：令和 8 年 7 月申告納入分（令和 8 年 6 月宿泊分）・・・「令和 8 年 7 月 31 日」
令和 8 年 8 月申告納入分（令和 8 年 7 月宿泊分）・・・「令和 8 年 8 月 31 日」
令和 8 年 9 月申告納入分（令和 8 年 8 月宿泊分）・・・「令和 8 年 9 月 30 日」

4 「納付額」欄

- ・納入する税額を記載してください。
- ・宿泊税納入申告書（様式第 2 号）の税額（納入すべき金額）と合致していることを必ず確認してください。

2 申告納入期限の特例

(1) 申告納入期限の特例とは

宿泊税の申告納入は、原則、毎月行っていただく必要がありますが、一定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例の適用（申請に基づく指定）を受けることで、徴収した宿泊税について3か月分まとめて申告納入を行っていただくことができます。

特例の適用対象月	特例の適用を受けた場合の申告納入期限	特例適用の申請期限 (適用を開始する月の前々月末日)
1月、2月、3月申告納入分 (12月、1月、2月宿泊分)	3月末日	11月末日
4月、5月、6月申告納入分 (3月、4月、5月宿泊分)	6月末日	2月末日
7月、8月、9月申告納入分 (6月、7月、8月宿泊分)	9月末日	5月末日
10月、11月、12月申告納入分 (9月、10月、11月宿泊分)	12月末日	8月末日

○ 特例の適用要件

- ① 適用を受けようとする年度の初日の属する年（適用年）の前々年の12月から前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が360万円以下であること。
- ② 適用年の前年の1月1日前に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、適用年の前年の9月1日前に条例第10条第1項又は第2項の規定による登録の申請を行っていること。
- ③ 特例の適用についての取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ④ 適用年の前年の1月1日以後に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- ⑤ 村税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

(2) 申請方法

特例の適用を希望する場合は、「宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書（様式第3号）」により下記のとおり申請してください。

○ 申請期限

適用を開始しようとする月（1月、4月、7月、10月のいずれかの月）の前々月末日（上表のとおり）

○ 申請先

白馬村役場税務課

○ 申請に当たっての注意点

- ・申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。

- ・特例適用の指定を受けた場合は、その取消しが無い限り、次年度以降も特例の適用は継続されます。
- ・特例の適用については、村から通知する指定通知書に記載された「特例が適用されることとなる年月」からとなります。特例が適用される年月までは原則どおり毎月の申告納入が必要となります。

例)

- ・令和9年5月末日までに特例の適用を申請
- ・村からの指定通知書に「令和9年7月申告納入分（令和9年6月宿泊分）から」適用と記載
- ⇒ 令和9年5月申告納入分（令和9年4月宿泊分）は、令和9年5月末日までに申告納入（原則どおり）
- ⇒ 令和9年6月申告納入分（令和9年5月宿泊分）は、令和9年6月末日までに申告納入（原則どおり）
- ⇒ 令和9年7月申告納入分（令和9年6月宿泊分）は、令和9年9月末日までに申告納入（特例適用、令和9年8月及び9月申告納入分と合わせて申告納入）

○ 指定の取消し

特例の適用要件を満たさなくなると認められる場合は、村から指定取消通知書を通知します。指定が取り消された場合、原則どおり毎月の申告納入が必要です。

(3) 令和8年度から令和12年度までの経過措置

宿泊税制度開始に伴う経過措置として、令和8年度から令和12年度までの各年度における特例の適用要件（40ページ参照）の一部については、下記のとおりとします。

年度	適用要件①	適用要件②	適用要件④
令和8年度	令和8年6月から同年8月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が <u>60万円以下</u> であること。	令和7年10月1日前に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、 <u>令和8年6月8日</u> までに条例第10条第1項又は第2項の規定による登録の申請を行っていること。	令和8年6月1日以後に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
令和9年度	令和8年6月から同年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が <u>120万円以下</u> であること。	令和8年1月1日前に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、適用年の前年の9月1日までに条例第10条第1項又は第2項の規定による登録の申請を行っていること。	〃
令和10年度	適用年の前々年の12月から前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が <u>240万円以下</u> であること。	(経過措置なし)	(経過措置なし)
令和11年度	〃	(経過措置なし)	(経過措置なし)
令和12年度	適用年の前々年の12月から前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が <u>300万円以下</u> であること。	(経過措置なし)	(経過措置なし)

宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書（様式第3号）

○ 記載例

様式第3号（第6条関係）

宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書			
白馬村長 宛	1	令和	●年 ●月 ●日
	2	特別徴収義務者（証券番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●） 住（居）所 白馬村大字●城●●●●●●●●●●●●●●●● （所在地） 氏 名 村男観光 合同会社 （法人名） （電話番号 0261-85-●●●●●●●●●●）	
白馬村宿泊税条例第9条第2項の規定により、宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用を受けたいので下記のとおり申請します。			
記			
3	施 所 在 地	白馬村大字●城●●●●●●●●●●●●●●●●	
	設 名 称 又 は 届 出 番 号	ムラオホテル	
4	前々年の12月から前年の11月までの宿泊に係る宿泊税の納入すべき金額の合計額	500,000 円	
5	経営開始年月日	平成 ●年 ●月 ●日	
6	宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出年月日	令和 ●年 ●月 ●日	
7	白馬村宿泊税条例第9条第4項の規定による指定の取消し	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	取消年月日 年 月 日
8	宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	決定年月日 年 月 日
9	村税に係る徴収金の滞納	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	

(注) 住宅宿泊事業に係る施設にあっては、「名称又は届出番号」欄に、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第13条の標識に記載された届出番号を記載してください。

○ 記載要領

1 「年月日」欄

・申請書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

・登録している特別徴収義務者の情報を記載してください。

3 「施設」欄

・宿泊施設の所在地及び名称を記載してください。

・住宅宿泊事業の場合は、住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号を記載してください。

例) 「M 2 0 ● ● ● ● ● ● ● ●」 M 2 0 を含めすべて記載
--

4 「前々年の 12 月から前年の 11 月までの宿泊に係る宿泊税の納入すべき金額の合計額」欄

・以下の区分により金額を記載してください。

特例の適用を受ける年度の初日の属する年（適用年）	記載する金額
令和 8 年度	令和 8 年 6 月から 8 月までの宿泊に係る宿泊税の納入すべき金額の合計額
令和 9 年度	令和 8 年 6 月から 11 月までの宿泊に係る宿泊税の納入すべき金額の合計額
令和 10 年度以降	適用年の前々年 12 月から前年の 11 月までの宿泊に係る宿泊税の納入すべき金額の合計額

5 「経営開始年月日」欄

・宿泊施設の営業を開始した日を記載してください。

6 「特別徴収義務者登録申請書の提出年月日」欄

・「宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第 6 号）」を提出した日（申請書の右上に記載した年月日）を記載してください。

7 「白馬村宿泊税条例第 9 条第 4 項の規定による指定の取消し」欄

・過去に指定の取消しを受けていない場合は、「無」に○をしてください。

・過去に申告納入期限の指定の取消しを受けている場合は、「有」に○をし、取消年月日を記載してください。取消の日から 1 年を経過していない場合は、特例の適用を受けることはできません。

8 「宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定」欄

・適用年の前年の 1 月 1 日以後において、加算金の決定を受けていない場合は、「無」に○をしてください。

- ・適用年の前年の1月1日以後において、加算金の決定を受けた場合は、「有」に○をし、決定年月日を記載してください。適用年の前年の1月1日以後に加算金の決定を受けている場合は、特例の適用を受けることはできません。

9 「村税に係る徴収金の滞納」欄

- ・申請日時時点で村税（宿泊税に限りません。）の滞納がない場合は「無」に、ある場合は「有」に○をしてください。村税の滞納がある場合は、特例の適用を受けることができません。

3 複数施設の合算申告納入

同一事業者が白馬村内に所在する複数施設の宿泊施設を経営する場合で、これらに係る宿泊税を合算して申告及び納入する場合は、下記により申請し、承認を受けてください。

（1）届出方法

○ 提出書類

- ・宿泊税合算申告納入承認申請書（様式第2号の2）

○ 提出期限

合算申告納入の開始を希望する月の前月の末日

○ 提出先

白馬村役場税務課

○ 注意点

- ・合算申告納入を選択する場合は、登録しているすべての施設を対象にする必要があり、一部の施設を除外、又は複数のグループに分割することはできません。
- ・合算申告納入が認められた施設は、取り消されない限り継続の手続きは必要ありません。
- ・申告納入期限の特例の適用（40 ページ）を受けている施設と、この適用を受けていない施設を合算する場合、申告納入期限の特例の適用を受けることができません。

（2）申告納入方法

申告に当たっては、宿泊税納入申告書（様式第2号）と宿泊税月計表の様式を使用していただきます。

宿泊税納入申告書（様式第2号）の上部余白に「合算」と朱書きし、3施設の名称欄には登録している施設のうち代表的な施設名に続けて「外○件」と記載してください。また、課税番号欄には宿泊税合算申告納入承認通知書（様式第2号の3）に記載された合算申告指定番号（10桁）を記載してください。なお、所在地の記載は不要です。

宿泊税月計表は、登録した宿泊施設ごとに作成してください。

納入の際に用いる宿泊税納入書では、2通知書番号欄に合算申告指定番号（10桁）を記載してください。

○ 記載要領

1 「年月日」欄

・申請書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

・登録している特別徴収義務者の情報を記載してください。

3 「施設」欄

・合算申告納入を希望する宿泊施設の所在地及び名称を記載してください。

・住宅宿泊事業の場合は、住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号を記載してください。

例) 「M20●●●●●●●●」
M20を含めすべて記載

・「課税番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者証票の右下に記載の施設番号（全10桁）を記載してください。

例) 「施設番号 ●●●●●●●●●●」
下線部分（10桁）を記載

4 「合算申告納入の開始を希望する対象年月」欄

・合算申告納入の開始を希望する年月を記入してください。

※ 届出書が複数枚になる場合には、様式の右上に通し番号（例：1/2枚）を記入してください。

4 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

○ 納入義務の免除となる例

- ・納税義務者（宿泊者）が破産、整理等の法的手続きに入り、支払い不能となったため、特別徴収義務者が宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、特別徴収義務者が宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(2) 還付

既に納入した宿泊税について、納入義務の免除に該当する場合は当該宿泊税分を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に村税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当する場合があります。

(3) 申請手続き

納入義務の免除又は還付を受けようとする場合は、下記により申請してください。

○ 申請書類

- ・宿泊税還付・納入義務免除申請書（様式第 10 号）
- ・罹災証明、被害届等の申請する理由を証明する書類

○ 申請時期

随時

○ 申請先

白馬村役場税務課

5 更正の請求

(1) 更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から 5 年以内とされています。

（申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その納入期限から 5 年以内）

(3) 更正を請求する場合の手続き

「更正請求書」による請求手続きが必要となります。

また、更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、宿泊施設の帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

第5章 帳簿等の記載・保存など

1 帳簿等の記載・保存

徴収すべき宿泊税の税額を適正に把握し、適正な申告納入手続きを行っていただくため、特別徴収義務者においては、宿泊施設ごとに帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存を行っていただく必要があります。

(1) 帳簿・書類の記載事項、保存期間

区分	記載事項	保存期間
帳簿	○ 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数及び宿泊税額 ※ 上記の事項が網羅されたものであれば、業務上作成している帳簿等（総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、売上帳、仕入帳等）をもって「帳簿」とできます。	納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から5年間
書類	○ 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額 ※ 上記の事項が網羅されたものであれば、業務上作成している書類等（棚卸表、貸借対照表、損益計算書、契約書、領収書、予約表等）をもって「書類」とできます。	当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から5年間

区分	宿泊年月日	宿泊料金	宿泊者数	課税対象となる宿泊者数	課税免除の対象となる宿泊者数	宿泊税額
帳簿	○	○	○	○	○	○
書類	○	○	○			○

(2) 帳簿・書類の電磁的記録等

帳簿・書類を、条例の規定によりコンピュータを使用して作成する場合、宿泊税条例及び規則に定める一定の要件^{*}を満たせば、電子データでの記録（電磁的記録）の備付け・保存をもって、紙での備付け・保存に代えることができます。

また、書類の保存に関しては、宿泊税条例及び規則で定める一定の要件^{*}を満たせば、当該書類をスキャナで読み取った電子データの保存（スキャナ保存）をもって、紙での保存に代えることができます。

※ 電磁的記録及びスキャナ保存のための要件については、国税及び地方税に関する法令の規定に準ずるものです。

2 領収書等への表示

宿泊料金の領収書等には、宿泊税の名称とその額の表示をお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。

消費税の詳しい取り扱いについては、税務署までお問い合わせください。

例 1 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

例 2 宿泊税額を別に計上する場合

領 収 書

〇〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	300円
合 計		11,300円

〇〇年〇月〇〇日
長野県北安曇郡白馬村大字〇城〇〇〇番地〇

〇〇〇〇ホテル

受 領 印

印
紙

領 収 書

〇〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
合 計		11,000円

上記のほか、宿泊税額300円を領収しました。

〇〇年〇月〇〇日
長野県北安曇郡白馬村大字〇城〇〇〇番地〇

〇〇〇〇ホテル

受 領 印

印
紙

例 3 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領 収 書

〇〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	11,300円
合 計		11,300円

上記金額には、消費税額等1,000円及び宿泊税額300円が含まれています。

〇〇年〇月〇〇日
長野県北安曇郡白馬村大字〇城〇〇〇番地〇

〇〇〇〇ホテル

受 領 印

印
紙

第6章 その他

1 特別徴収義務者報償金

(1) 特別徴収義務者報償金とは

宿泊税の特別徴収制度の円滑な運営を図り、納期内納入を促進するとともに宿泊税収入を確保することを目的として、所定の要件を満たした場合に、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に報償金として交付するものです。

(2) 交付時期・交付率等

○ 算定方法	算定基礎×交付率	
○ 算定基礎	前年6月から5月までの宿泊に係る納期内納入額 (前年7月申告分から6月申告分までの納期内納入額)	
○ 交付率 制度開始5年間 (令和8年6月1日～ 令和13年5月31日)	① 算定期間におけるすべての申告及び納入を期限内 に行った場合	3.0%
	② 上記を満たし、かつ、算定期間におけるすべての申告 を電子申告(Graffer スマート申請又は eLTAX) により行った場合	3.5%
	③ 算定期間において納期限後の納入があった場合	2.0%
○ 交付対象	算定額が500円以上の宿泊施設	
○ 交付回数・時期	年1回・9月末(初回の交付は令和9年9月末)	
○ 交付できない場合	・7月末日時点で宿泊税に係る徴収金に未納がある場合 ・交付目的に照らして交付が不適当と認められる場合	

(3) 交付方法

白馬村役場において上記により報償金を算定し、宿泊税特別徴収義務者登録申請書に記載いただいた特別徴収義務者報償金等受取口座へ振り込みます。申請等の手続きは不要です。

2 特別徴収事務補助金

(1) 特別徴収事務補助金とは

宿泊税は、白馬村として初めて導入する法定外税であり、徴収方法を特別徴収としていることから、特別徴収義務者の事務負担の増加が見込まれます。

そこで、宿泊税の制度や活用事業、白馬村の観光施策について宿泊者への説明を含めた対応を考慮し、特別徴収事務に要する経費の一部を補助することを目的として、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に補助金として交付するものです。

(2) 交付率

2.5%

(3) 算定方法・算定基礎等(交付率以外の項目)

- 1 特別徴収義務者報償金と同じ

3 調査等

(1) 村による実施調査等

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認のため、村の職員が宿泊施設の実地調査や申告指導を行うことがあります。公平・公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

(2) 更正・決定

村による実地調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実等が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正・決定を行います。

更正・決定を行った場合は、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

- 更正 申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分
※ 「更正の請求」については、49 ページを参照
- 決定 申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分

4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

項目	内容		加算金の割合	
過少申告 加算金	納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき		更正による不足税額の 10%	不足税額のうち、一定金額を超える部分について、更に 5% が加算
不申告 加算金	① 期限後に納入申告書の提出があったとき		申告税額の 15% ^{※1}	左記①～③の場合で、納入すべき税額のうち、 ・50 万円超 300 万円以下の部分については、更に 5% が加算 ・300 万円超の部分については、更に 15% が加算
	② 納入申告書の提出がないため決定があったとき		決定税額の 15% ^{※1}	
	③ ①②の場合について、更正があったとき		更正による不足税額の 15% ^{※1}	
	④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき		申告税額の 5% ^{※2}	
重加算金	事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき	過少申告加算金に関するもの	過少申告加算金 10% に代えて 35% ^{※1}	
		不申告加算金に関するもの	不申告加算金 15% に代えて 40% ^{※1}	

※1 不申告加算金（上記①～③に該当するもの）又は重加算金を課された者が、5 年以内に再び不申告加算金（上記①～③に該当するもの）又は重加算金を課された場合などは、不申告加算金又は重加算金が更に 10% 加算されます。

※2 期限後に提出した納入申告書が、本来の期限から 1 月以内に提出されていることなど一定の要件を満たす場合は加算金が課されないことがあります。

5 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

(1) 延滞金の計算方法

納入期限の翌日から1か月を経過する日までの割合	税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合 [※] が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合と年7.3%のいずれか低い割合となります。
納入期限の翌日から1か月を経過した日以後の割合	税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合 [※] が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合となります。

※ 延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合のこと。

(2) 端数処理

延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。また、その税額が2,000円未満であるときは、延滞金はありません。

算出された延滞金額が1,000円未満である場合は、延滞金はありません。

6 罰則規定

宿泊税に関する罰則については、宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

宿泊税の申告や納入についてお困りの点がありましたら、白馬村役場税務課までご相談ください。

区分	条項	内容	罰則等
宿泊税条例における罰則規定	第 20 条	特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
		帳簿の記載義務違反等に関する罪	
地方税法における罰則規定	第 22 条	納税管理人に係る不申告に関する過料	10 万円以下の過料
	第 21 条	不納せん動に関する罪	3 年以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金
	第 22 条の 2	虚偽の更正の請求に関する罪	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	第 733 条の 5	検査拒否等に関する罪	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	第 773 条の 7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	30 万円以下の罰金
	第 733 条の 21	脱税等に関する罪	5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
	第 733 条の 25	滞納処分に関する罪	3 年以下の拘禁刑又は 250 万円以下の罰金
	第 733 条の 26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	第 733 条の 26 の 2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

7 不服申立て

課税の決定や滞納処分等について不服があるときは、村長に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分（主なもの）

- ・税額の更正・決定
- ・加算金の決定
- ・更正の請求の否認
- ・特別徴収義務者の指定
- ・還付・納入義務免除の決定
- ・申告納入期限の特例の適用者不指定・指定取消

(2) 審査請求のできる期間

審査請求のできる期間は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内です。

(3) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副 2 通を、村長に対して提出してください。

公正な徴収、制度の適正運用及び信頼性の確保に向けて

令和8年6月から導入する宿泊税制度は、旅館業法及び住宅宿泊事業法と密接に関係しており、税制度の運用に当たっては両法の適正な運用が前提となります。

旅館業法では、旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業）を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない（第3条）と規定されています。また、住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、住宅宿泊事業を営むことができる（第3条）と規定されています。

白馬村内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設では、すべての経営者が旅館業法に規定する許可又は住宅宿泊事業法に規定する届出を済ませているはずですが、公正な徴収、制度の適正運用及び信頼性の確保のためには、無許可・無届営業の捕捉と指導強化が必要であると認識しています。

そこで、白馬村では、長野県と連携して以下の取組みを実施しますので、村内で旅館業等を経営される皆さまにお知らせするとともに、調査等へのご協力をお願いします。

1 営業施設の調査

白馬村内に所在するすべての宿泊施設について、施設の営業許可に関する情報、施設に関する情報等を調査します。これらの情報は、特別徴収義務者の登録又は特定宿泊施設に該当することの申出により把握することができますが、提出がない施設には調査員を派遣して、現地調査を行います。

2 通報窓口の設置

無許可・無届営業の捕捉には、地域で旅館業等を経営される皆さまからの通報も有力な情報源となります。白馬村と長野県では通報窓口を設置しますので、疑われる事例があればお知らせください。なお、通報者に不利益が生じないように情報は慎重に取り扱います。

- 白馬村役場 観光課 電話番号 0261-85-0722（直通）
- 長野県大町保健所 食品・生活衛生課 電話番号 0261-23-6528（直通）

3 指導の強化

調査又は通報により無許可・無届営業が疑われる施設に対しては、長野県大町保健所による調査と指導を行い、適法な旅館業経営へ誘導します。

なお、旅館業法及び住宅宿泊事業法違反となるケースに対しては、罰則適用を含め厳正に対処することとします。

○ 罰則規定

許可を受けないで旅館業を営んだ者、許可の取消又は業務停止命令に違反した者（旅館業法）、住宅宿泊事業の営業に係る虚偽の届出をした者、業務停止・廃止命令に違反した者（住宅宿泊事業法）は、6月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又は併科する。

手続きの受付窓口・お問い合わせ先

1 宿泊税の申告納入や各種手続きに関すること

399-9393

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

白馬村役場 税務課 課税係

TEL 0261-85-0712 (直通)

FAX 0261-72-7001

E-Mail : zeimu@vill.hakuba.lg.jp

2 宿泊税を活用した施策に関すること

399-9393

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

白馬村役場 観光課 観光商工係

TEL 0261-85-0722 (直通)

FAX 0261-72-7001

E-Mail : kanko@vill.hakuba.lg.jp



〒399-9393

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

白馬村役場

税務課

TEL 0261-85-0712 (直通)

FAX 0261-72-7001

E-Mail : zeimu@vill.hakuba.lg.jp